

船橋市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、令和5年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和6年11月6日

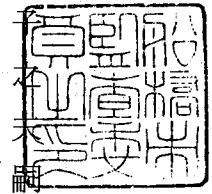
船橋市監査委員

同
同
同

栗
齋
浦
松

林
藤
田
橋

紀
弘
秀
浩



番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
1	64	意見	道路計画課	船橋市移動円滑化基本構想で掲げられている目標の達成状況及び現時点においても達成されていない目標があればその現状について、船橋市移動円滑化基本構想の本体と併せて、船橋市のホームページで開示するよう要望する。	監査時点と同じ。	目標の達成状況を公表するため、関係部署と連携し、目標年次から14年経過した現在の達成状況について確認・調査を行う。
2	66	意見	道路計画課	船橋市移動円滑化基本構想の改正に向けて、関係部門が参加するワーキンググループを設置し、基本構想改正の具体的な目標時期を設定するよう要望する。	監査時点と同じ。	移動円滑化基本構想の改正を改正時期も含め検討するため、関係部署と調整を行う。
3	67	意見	道路計画課	船橋市における道路啓開計画の可及的速やかな策定・公表に向けて、まずは計画策定の期限を設定し、作業スケジュールを具体化するよう要望する。	千葉県や市道路部局と計画策定に向けて県の道路啓開計画との調整や市道の優先啓開ルートを選定について協議を行っている。	令和7年度に道路啓開計画策定業務委託発注できるよう、予算要望を行っていく。
4	68	意見	道路計画課	今後の実施計画の見直しにおいては、「基本施策における成果指標」について、船橋市が実施する事業との因果関係が明らかであり、かつ、船橋市が推進する施策との関連性がより大きいと考えられる指標を選定するよう要望する。	監査時点と同じ。	次回の実施計画の見直し時に、市が実施する事業との因果関係が明らかであり、かつ、船橋市が推進する施策との関連性がより大きいと考えられる指標を選定する。
5	70	意見	道路計画課	船橋市地域公共交通活性化協議会の委員の選任に当たっては、やむを得ない事情がある場合を除き、基本的に全ての会議に出席することが現実的に可能な委員が選任されるような配慮を行うよう要望する。また、特段の事情がない限り、欠席が多い委員を再任することが避けられるような配慮を行うよう要望する。	令和6年4月に各事業者等に委員の選任依頼の際「出席にご配慮いただける方を優先して選任してください」との文言を追加した文書を送付した。	委員の出席状況を見て、所属先と相談する。
6	71	意見	道路計画課	所属する企業・団体等からの金銭的補償が得られる委員を除き、協議会に出席した委員に対しては報酬を支給するよう、船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正を検討することを要望する。	令和7年度から報償費を支給し、交通費を廃止することについて関係部署と協議中。	要綱改正を行い、令和7年度から報償費を支給し、交通費を廃止する予定。
7	72	意見	道路計画課	船橋市地域公共交通活性化協議会の会議出席委員に対する交通費の支給については、交通費の支給対象、算定方法等について明文の規定を設けることによって、支出の根拠を明らかにするよう要望する。	令和7年度から報償費を支給し、交通費を廃止することについて関係部署と協議中。	要綱改正を行い、令和7年度から報償費を支給し、交通費を廃止する予定。
8	73	意見	道路計画課	道路計画課は船橋市地域公共交通活性化協議会の事務局の立場から、会議の生産性を高める工夫をするよう要望する。	令和5年11月9日開催の協議会から、委員からの話題提供ということで、テーマを決めて委員に発表を依頼している。そこでは、発表内容に対して質疑応答を設けるなど、会議や議論が活発となるよう尽力している。	左記のとおり措置済み。
9	73	指摘	道路計画課	船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付要綱に千円未満の端数を切り捨てる旨の規定を追加されたい。	令和6年4月1日付で要綱改正を行い、千円未満の端数切り捨てについて規定した。	左記のとおり措置済み。
10	76	意見	道路計画課	船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付要綱における実績報告に係る規定については、提出資料や提出期限についての規定の見直しを行うよう要望する。	運用の変更で対応することとし、収支報告書が提出された際に、記載内容が適正かどうか事業者へヒアリングし、補助金交付の決裁にヒアリングの議事録、年度当初に提出された補助金交付申請書を添付し、内容に不備がないか担当、係長、課長補佐が確認することとした。	左記のとおり措置済み。
11	78	意見	道路計画課	船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付要綱における補助対象経費の額に係る規定については、算定方法の根本的な見直しを行うよう要望する。	補助対象経費を実際に発生した運行経費と近いか同じものになるよう、船橋市地域公共交通活性化協議会や関係部署と協議を行っている。	船橋市地域公共交通活性化協議会や関係部署と協議を行い、令和7年度から補助対象経費を実際に発生した経費に近くなるようにする。
12	79	意見	道路計画課	老人福祉センター送迎バス活用事業について、各老人福祉センター間で業務の難易度や提供するサービスレベル等の違いを想定していないのであれば、各老人福祉センター間で同一の積算単価を適用するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和7年度から高齢者支援協力バスの設計について、同一の作業であれば単価が同一になるよう設計し、設計書の決裁時には各設計書の単価が同一であるか担当、係長、課長補佐で確認する。
13	81	意見	道路計画課	老人福祉センター送迎バス活用事業における利用者が極端に少ないルートについては、より多くの利用者に活用してもらえるような取組みを創意工夫するよう要望する。	令和6年4月1日に利用者や地域住民等の要望を受け、一部ルート変更等を行った。	ルート等の変更については引き続き利用者や地域住民の要望を伺いながら決定していく。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
14	82	意見	道路計画課	船橋市本町駐車場の管理に関する基本協定書については、(別表2)物品一覧に誤記があるため訂正するよう要望する。	令和6年3月8日付にて協定書の改正を行い「別表2 物品一覧」は現況と齟齬がないよう修正した。 今後は業務に関して変更があった際、協定書等に変更箇所がないか確認することとした。	左記のとおり措置済み。
15	82	意見	道路計画課	船橋市本町駐車場の管理に関する基本協定書第18条に規定されている船橋市と指定管理者との間の備品に係る資金負担関係については、不合理な点があり、かつ、実務上の弊害も想定されることから見直しを要望する。	指定管理者が早急な対応を取れるため現在の協定書となっており、改正は不要と判断した。今後、指定管理者からの求めがあれば協議を行う。	左記のとおり措置済み。
16	84	意見	道路計画課	船橋市本町駐車場管理規程については、現在の運営実態との整合性を定期的に確認した上で、改訂が必要な項目がある場合には、適時に改訂するよう要望する。	令和6年3月8日付にて管理規程の改正を行い、第1号様式～第3号様式を現行の様式に修正するとともに、現行の運用に合わせて各条項を修正した。 今後は業務に関して変更があった際は管理規程等に変更箇所がないか確認することとした。	左記のとおり措置済み。
17	86	意見	道路計画課	指定管理業務に係る収支の状況については、計画額と実績額の詳細な差異分析が実施できるよう、指定管理者に提出を求める実績報告書の様式を見直すよう要望する。	監査時点と同じ。	令和6年度の実績報告時には実績額と計画額を併記する様式とするよう指定管理者と協議する。
18	89	指摘	道路計画課	支出負担行為を行うに当たっては、取引の経済的実態を正しく把握した上で、「会計事務の手引」等のマニュアルを適宜参照の上、適正な支出負担行為のあり方を慎重に検討されたい。	本町駐車場で大規模な改修等をする場合は、関係部署と協議し、予算費目等を決定する。	左記のとおり措置済み。
19	98	指摘	道路管理課	道路台帳には、軌道その他主要な占有物件を記載する必要がある。この点、記載すべき項目は、全ての占有物件ではなく、主要な占有物件であることから、市所管課として、道路台帳の利用者における利便性を考慮した上で、道路台帳に記載する一定の基準を検討し、その検討結果を基に主要な占有物件を記載されたい。	平成30年4月4日付国土交通省道路局路政課道路利用調整室企画専門官の事務連絡はあるものの、国(国土交通省関東地方整備局)に改めて確認したところ、当該部分の記載が無いことのみをもって法令違反にならず、記載についての基準も無く、「主要な占有物件」が何なのかについても明確ではないと回答があったことから、主要な占有物件の記載はしないこととした。	左記のとおり措置済み。
20	100	意見	道路管理課	道路台帳利用者の利便性を高めるためにも、現在使用している道路台帳において、協定利便施設の概要の項目を設けることを要望する。	本市では、利便施設協定を締結している事例がなく、現時点では締結予定もない。新規で締結した場合は、その他特記すべき事項欄に記載する。新規に項目を設けるか設けないかにかかわらず、道路台帳上で協定利便施設の有無が確認できれば、利用者の利便性を損なうことはないと考える。	左記のとおり措置済み。
21	103	意見	道路管理課	道路台帳等経年変化修正業務について、打合せ・協議の実施の都度、議事録を委託業者に作成させ、提出させる事務を徹底するよう要望する。	令和5年5月から打合せ・協議毎に議事録作成・提出をさせている。	左記のとおり措置済み。
22	104	意見	道路管理課	道路台帳等経年変化修正業務の見積書に記載の各項目について、実績工数の報告を委託業者に依頼し、予定工数と実績工数を比較した上で、当初見積りの予定数量・工数の適切性について十分に検討し、翌年度以降の見積金額の検討に活かすよう要望する。	単価契約の数量について、1式としてまとめていた作業種別について、令和5年度委託においては実績工数の把握、予定工数との比較検証を行い予定工数に適切性があったことを確認した。また令和6年度委託の見積もりから予定数量及び1回ごとの金額を見積もりその実績報告をさせている他項目と同様に、予定数量及び1回ごとの金額に改めた。	左記のとおり措置済み。
23	104	意見	道路管理課	道路台帳等経年変化修正業務について、予定数量を「1式」としている作業種別については、より客観的かつ観察可能な単位数量を用いて、委託金額の積算の透明性を確保するために見直しを行うよう要望する。	令和6年度契約から仕様書を見直して、1式となっていた作業種別は数量を予定の回数に改めた。	左記のとおり措置済み。
24	107	意見	道路管理課	道路台帳等経年変化修正業務については、いわゆるベンダーロックインの状態であり、市所管課が委託業者との契約において主導権を持った価格交渉が難しい状況であっても、委託業者から提出された見積書の内容を精査の上、新規の作業種別や根拠が不明確な項目等があれば、委託業者に合理的な説明を求めるよう依頼した上で、委託業者が提示した見積書を批判的に検証するよう要望する。	本市が導入している道路管理システムは、市独自の仕様が多数ある状況となっているが、委託費用の増額について協議があった場合は、関係資料の提出と合理的な説明をさせるとともに、作業内容と金額の根拠を精査しながら、批判的な検証等の対応をすることとした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
25	109	指摘	道路管理課	基準点復旧作業業務の業務委託契約書が求めている行政情報流出防止対策に関する事項の記載が業務計画書に記載されていないことから、今後は、委託業者に対し、行政情報流出防止対策を業務計画書に追記するよう指導した上で、行政情報流出防止対策が適切になされているかを確認されたい。	令和5年10月に業務計画書に行政情報流出防止対策の追記を求め、記載を確認している。また、工程毎の報告時に委託事業者内の情報管理体制を確認し、担当者がチェックを行っている。	左記のとおり措置済み。
26	109	意見	道路管理課	基準点復旧作業業務の委託業者が提出する書類が、契約書の規定に沿って不備なく、市所管課に提出されているかを確かめるために、市所管課内において業者から提出される書類の十分性を確認するための内部管理体制を整備するよう要望する。	令和5年10月から提出物等に関するチェックシートを作り、管理を行っている。	左記のとおり措置済み。
27	110	指摘	道路管理課	基準点復旧作業業務の委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認されたい。	令和6年度から業務打合せの際に、セキュリティ要件チェックシートの提出をするよう伝え、提出されたシートの確認を行っている。	左記のとおり措置済み。
28	113	意見	道路管理課	道路管理システム運用支援・保守業務委託仕様書に記載のシステム障害報告書の提出時期については、その他の影響を検証する必要も踏まえ、障害発生後1週間以内に提出すると期限を設定するだけでなく、障害報告書の提出が1週間以内にできない場合は、提出時期を市所管課と協議する等と記載することを要望する。	令和6年度契約から仕様書を改め1週間以内に障害報告書を提出できない場合は一旦中間報告書を提出し、その後、別途市が指定する期限までに障害報告書の提出を求めることとした。	左記のとおり措置済み。
29	115	指摘	道路管理課	占用期間を大幅に超過している占有者や更新の手続が遅延し続けている占有者等の悪質な占有者に対しては、道路法上の罰則規定を適用することを検討されたい。	罰則規定の適用に際しては警察との綿密な協議が必要となり、悪質な占有者の基準もない状況であった。指摘を受けて近隣他市に電話確認を行ったが、実施している自治体は他になく、船橋市独自での基準設定などが困難であるとの判断に至った。そのため、更新手続の遅延がなくなるよう、様々な対策を行うこととし、令和5年度の更新作業では、未提出者への再通知や電話催告、現地訪問を行った。	左記のとおり措置済み。
30	115	意見	道路管理課	道路占用許可申請書の提出について、更新手続きが遅れるような相手先に対しては、提出期限が過ぎて遅延したタイミングから文書、電話等による催促をするのではなく、提出期限を過ぎる前に電話等により催促することを要望する。	令和5年度中に行った更新作業では、締切り前に未提出者への再通知を実施し、締切り後にも電話催告や現地訪問を行った。なお、締切り日を許可日である4月1日の1か月前に設定していることから、締切り後の催促であっても4月1日に間に合うように事務処理を行えている。	左記のとおり措置済み。
31	117	指摘	道路管理課	道路占用料について、船橋市道路占用料条例に規定する期日に徴収できるように市所管課内で再度方法を検討されたい。	更新申請の遅延が原因となるため、令和5年度の更新作業では締切り前に未提出者への再通知を実施、締切り後に電話催告や現地訪問を行った。	左記のとおり措置済み。
32	119	指摘	道路管理課	道路占用許可申請書に押印する收受印をバックデートすることなく、道路占用許可申請書を收受した日の收受印を押印されたい。	令和5年度の更新作業からは提出された日の收受印を押印している。	左記のとおり措置済み。
33	121	指摘	道路管理課	道路占用許可申請書の占用期間や前回承認した際に発行した占用番号等を漏れなく記載するとともに添付書類を確実に入手することを徹底されたい。	令和5年度更新作業からは前回通知書の許可番号を印字した更新申請書を個別に作成し占有者に送付するとともに、提出案内に必要書類を強調して明記した。	左記のとおり措置済み。
34	123	指摘	道路管理課	道路占用許可日と調定日の不整合が起こらないよう、年度末における道路占用許可の事務手続について、警察に対して一定の配慮を求めるよう協議されたい。	令和6年2月から3月にかけて船橋警察署、船橋東警察署交通課と協議を実施し、警察に申請する道路使用許可手続について、道路占用申請書の写しにより手続が可能となるよう協議し、理解を得た。これを受けて占用許可日を4月1日とし、許可日と調定日のかい離を解消した。	左記のとおり措置済み。
35	123	意見	道路管理課	財務会計システムに入力した日付が道路占用許可日と整合しているか上長が確認する等、道路管理課内の事務手続を見直し、調定日及び道路占用許可日にかい離が生じないよう、決裁確認の中でより確実にチェックするよう要望する。	警察と協議し、道路使用許可手続を改善したことで、令和6年4月から調定日と許可日にかい離が生じないようにした。今後は、調定の決裁において、許可書の写しを添付し、調定日と許可日が一致しているかを係長・課長補佐・課長が確認することとした。	左記のとおり措置済み。
36	124	意見	道路管理課	看板や案内標識等について、占用期間を複数年で設定することは、占用許可申請者の道路占用許可申請書更新漏れの予防や市所管課の事務手続の効率化を図ることにつながると考えられるため、占用許可の種別も検討した上で、占用許可期間を複数年で行うことを占用許可申請者に提案することを要望する。	占有者への連絡や占用管理システムの改修、事務フローの改訂に加え、同様に占用許可業務を行っている下水道河川管理課、公園緑地課との協議が必要であり、即時実施は困難である。	今後の検討課題とした。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
37	125	指摘	道路管理課	占用工事を完了した日から14日以内に、工事完了届が提出されるよう道路占用者への指導を徹底されたい。	令和6年3月の主要な占用事業者が出席する道路工事連絡調整協議会において参加者に期間厳守の伝達を行うとともに、協議会参加者以外に対しても令和6年3月から許可書交付時に口頭で注意喚起を行っている。	左記のとおり措置済み。
38	126	意見	道路管理課	占用工事が完了し、工事完了届が提出されていない案件がないかどうかを再度、市所管課内で確認するとともに、道路占用一覧が道路管理システムから抽出することができるため、当該データを使用し、道路占用工事が完了した案件を定期的に確認した上で、未提出の相手先に対しては、工事完了届の提出の催促等を行うよう要望する。	監査人の指摘を受けて課内で検討したが、年間の工事件数が3,500件前後あり、定期的な確認及び催促は現実的に困難であるため、道路占用許可書交付時に工事業者に対して口頭で注意喚起を徹底することを実施している。	左記のとおり措置済み。
39	127	指摘	道路管理課	船橋市道路占用規則第17条の規定を満たすためにも、道路占用申請受付表に受領印を押印させること及び受け渡し時市担当者の記載を徹底されたい。	指摘を受けて受け渡し時に受領印の押印漏れ及び市担当者名の記載漏れがないようチェックを徹底するよう課内で周知した。	左記のとおり措置済み。
40	127	意見	道路管理課	道路占用申請受付表に記載されている項目に記載漏れがないように、担当者だけでなく、定期的に上長が確認する等して、書類の不備がないよう事務を行うことを要望する。	令和6年4月から毎月末に調査・占用係長が受付表を確認することとした。	左記のとおり措置済み。
41	129	意見	道路管理課	物品調査の際に、市所管課内に保管している備品の実在性のみならず、機能が適切に発揮できるかの状態まで確認することを要望する。また、機能が発揮できるかの状態の確認ができない物品については、物品調査報告書に未確認の理由を記載し、物品の状態を物品調査報告書に正確に記載することを要望する。	保管物品について機能発揮できるか改めて調査し、機能発揮できないことが確認できた物品は令和6年2月に廃棄処理を行った。また、令和6年度の物品調査からは機能発揮の状態確認も確実に実施することとした。	左記のとおり措置済み。
42	131	意見	道路管理課	任意団体の会計事務においては、出納簿の作成や通帳と印鑑の別管理など「所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について」に示される方法に沿って内部管理体制を整備した上で、会計処理を行うよう要望する。	令和6年4月から係員を管理者、調査・占用係長を管理責任者とし、印鑑を保管する金庫の鍵や通帳を保管するキャビネットの鍵の管理を課長及び課長補佐が行うこととした。	左記のとおり措置済み。
43	133	意見	道路管理課	東船橋駅の自由通路や昇降機等の維持管理に要する費用については、東日本旅客鉄道株式会社に一部負担を求める協議を進めるよう要望する。	JR東船橋駅については、JR東日本と管理運営に関する協定書を締結し、JR東日本と船橋市双方の管理区分や費用負担を決めているが、他の駅においては市が費用負担をしていないことを考慮すると、JR東日本にさらに追加の負担を求める協議をすることは困難であるため、今後も現行の協定書どおり対応していく。	左記のとおり措置済み。
44	135	意見	道路管理課	東船橋駅構内の清掃業務のように、東日本旅客鉄道株式会社及び船橋市に共通して発生する維持管理業務については、双方協議の上、合理化を図るよう要望する。	JR東日本に確認したところ、JRが行う維持管理業務は鉄道施設も含むため、市管理部分も含め一括で維持管理業務を実施することは困難とのこと。今後もJR・市各々において維持管理業務を実施する。	左記のとおり措置済み。
45	149	指摘	道路維持課	原材料の受払いに係る帳簿については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、作成する必要があることから、原材料の受払いに係る帳簿を作成し、出納、保管その他の状況を明らかにする事務を徹底されたい。	帳簿が作成されていない物品については、原材料品のほか、消耗品に該当するものがあると考えられる。原材料品と消耗品を区別した上で帳簿を作成するため、調査中である。	令和6年9月までに、帳簿を作成する。
46	151	指摘	道路維持課	原材料の受払いに係る帳簿については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に受払いの記録を行う必要があることから、帳簿には受払いの事実を正確に反映した出納記録を行う事務を徹底されたい。	購入頻度が高く、ストックする必要がある原材料品については、月単位で集計する形としたいことから、購入頻度の高い品目の調査中である。また、月単位で集計する品目を把握し、原材料管理簿として管理しやすい形にするため、会計管理者との協議の準備段階である。	令和6年9月までに、船橋市物品管理規則第13条のただし書きに基づき、会計管理者の承諾を得て、原材料管理簿として管理していく。また、毎月末に在庫数と帳簿への記載漏れが無いか確認する。
47	152	指摘	道路維持課	原材料の受払いに係る帳簿については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に記録する必要があることから、帳簿に返却の事実を反映した出納記録を行う事務を徹底されたい。	融雪剤(塩化カルシウム)については、配置してあったものは全て回収し、在庫数を把握した。今後は在庫数、配置数、回収数を帳簿に記録し、適正に管理する。	左記のとおり措置済み。
48	154	指摘	道路維持課	原材料品等の物品については、船橋市物品管理規則等に基づき、適切に管理することが重要であることから、駿河台資材置場に保管されている既存不適格の視覚障がい者誘導用ブロックやコンクリート蓋の原材料品の一部については、将来も使用する必要がなくなった物品を選別し、速やかに不用の決定を行う事務を徹底されたい。	使用する見込みがなくなった物品について、調査中である。	使用する見込みが無くなった物品については不用の決定を行い、令和6年9月までに、処分についての委託を発注する予定である。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
49	155	意見	道路維持課	原材料の受払いに係る帳簿については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に記録する必要があることから、保管場所別に帳簿を作成するよう要望する。	帳簿は、湊町京葉道路高架下倉庫にしか備え付けていなかったため、令和6年5月からは駿河台資材置場にも帳簿を作成し備え付けた。鈴身町資材置場には残土と産業廃棄物しか保管されていないため、帳簿は作成していない。	左記のとおり措置済み。
50	155	指摘	道路維持課	原材料の受払いに係る帳簿については、その記録内容に基づいて、市民に対して物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、船橋市物品管理規則等に基づき、正確に記録する必要があることから、毎年度の物品の調査を適切に行い、物品の異動や有無を帳簿に適切に記録する事務を徹底されたい。	毎年度の物品の調査を適切に行えるよう、令和6年5月からは駿河台資材置場にも帳簿を作成し備え付けた。	令和6年9月までに、船橋市物品管理規則第13条のただし書きに基づき、会計管理者の承諾を得て、原材料管理簿として管理していく。また、毎月末に在庫数と帳簿への記載漏れが無いか確認する。
51	158	意見	道路維持課	地方公共団体の契約は、競争の方法によることが原則である。抜本的な改善策や制度変更を伴う業務の効率化は実行できないまでも、専門性等を理由として随意契約を継続するのではなく、施設の性質、機器や設備等の特殊性や老朽化度、安全性の確保等に十分配慮しつつ、担当者一人一人が契約の妥当性について注意を払い、競争性のある新たな契約方法の試行や取組について、知恵や工夫を図ることを要望する。	令和6年度の発注では、試行的に1件について指名競争入札を行った。契約種別については、専門知識が必要な施設について、POG契約や他企業との契約で、結果的に膨大なコストがかかる可能性があるため、施設の性質、特殊性や老朽化度、利用者の安全性の確保を考慮すると、メーカー系メンテナンス会社とのFM契約を継続することが最善であると結論づけた。	令和7年2月までに、指名競争入札案件の検証を行う。
52	160	意見	道路維持課	経済性や効率性を伴った執行を確保するためにも、事前に委託業者から徴取した参考見積書の内容を批判的に分析・評価することが望まれることから、複数の業者からの参考見積書の徴取、過去の同一役務等の調達実績、市場価格、他の団体における契約金額等を考慮する等、見積りや取引実例との比較を行い、より適正な予定価格の設定に努めるとともに、適用した単価の妥当性を検証するよう要望する。	令和6年度の発注から、技術管理課が制定している「船橋市役務業務の経費率」を採用し、これまでの諸経費率の見直しを行った。また、標準単価が無いもののみ見積り単価を参考とし、これまでの実績等との比較を行い、適正な予定価格の設定を行った。	左記のとおり措置済み。
53	163	意見	道路維持課	地方公共団体の契約は、競争の方法によることが原則であることから、くじ引きで落札者が決定してしまうような事態は減少させることが望まれる。船橋市は税金を活用して事業者へ業務を発注するため、公正かつ透明性を担保した上で、発注する事業者を選定する必要があることから、抜本的な改善策や制度変更を伴う業務の効率化は実行できないまでも、担当者一人一人が契約の妥当性について注意を払い、最低制限価格を設けない方法や最低制限価格の事前公表を抑制する方法の試行や取組について、知恵や工夫を図ることを要望する。	最低制限価格を設定する理由として、不当に低い金額で落札する業者を排除することや、受注者に雇用される従業員の労働条件の低下を防ぐこと、また、受注者の適正な業務履行を確保すること等の目的があることから、引き続き「業務委託等に係る郵便入札による指名競争入札の実施要領」及び「郵便入札による指名競争入札の手引き」にのっとり入札事務を行っている。	左記のとおり措置済み。
54	166	意見	道路維持課	地方公共団体の契約は、競争の方法によることが原則であることから、くじ引きで落札者が決定してしまうような事態は減少させることが望まれる。船橋市は税金を活用して事業者へ業務を発注するため、公正かつ透明性を担保した上で、発注する事業者を選定する必要があることから、抜本的な改善策や制度変更を伴う業務の効率化は実行できないまでも、担当者一人一人が契約の妥当性について注意を払い、競争において、より能力が高く、また、意欲も高い請負業者を適切に選定する方法や競争を促進するための入札方法の導入について、知恵や工夫を図ることを要望する。	引き続き「船橋市建設工事等一般競争入札実施要領」にのっとり、契約の妥当性について注意を払い、入札事務を行っている。	左記のとおり措置済み。
55	167	意見	道路維持課	道路の維持管理を受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に維持管理を実施できるよう、複数の業務を包括的に民間に委託する方式について、より一層のスピード感をもって検討するよう要望する。	樹木管理については、現状別件で発注している樹木剪定、植栽帯の清掃、道路の除草について、エリア分けによる包括的な発注ができないか検討中である。	樹木剪定、植栽帯の清掃、道路の除草について実績のある委託業者へのヒアリングや契約方式、積算方法など具体的な課題について検討し、包括的な発注の可否について判断する。
56	170	意見	道路維持課	事故を未然に防止し、安全に道路を利用できるような道路環境を維持するためには、道路の管理瑕疵に基づく事故の発生原因等を分析し、その結果を道路のパトロールに活用すること等を含め、事故補償事務の業務プロセスについて、業務マニュアルとして整備・運用するよう要望する。	事故の分析として、事故の分類別発生件数、賠償金額等を集計し、これらの内容を担当係内で周知することで、道路のパトロールへの的確な指示につながっている。また、令和5年12月に業務プロセスを明記した業務フローシートを作成し、シートに沿って業務を行っている。	左記のとおり措置済み。
57	173	意見	道路維持課	事故を未然に防止し、安全に道路を利用できるような道路環境を維持するためには、引き続き、通行に支障となる樹木等については、船橋市が土地の所有者に連絡し、せん定や間伐、伐採をお願いするとともに、急迫の事情があるときの解釈等を含めた樹木等の伐採依頼事務の業務プロセスについて、業務マニュアルとして整備・運用するよう要望する。	令和6年3月に業務プロセスを明記した業務フローシートを作成し、シートに沿って業務を行っている。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
58	174	意見	道路維持課	道路の維持管理においては、点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルに基づく道路の維持管理を段階的に充実することが必要であることから、要望等受付票に対応完了日を網羅的に記録するよう要望する。	要望処理については、担当者から進捗の報告を係長が受け、完了した場合には、「対応完了日」を入力するよう指示し、係長が入力の確認を行うこととした。 また、半年に1回程度、入力不備についてのチェックを行い、都度担当者に入力を促すこととし、令和6年4月にチェックを行った。 「対応完了日」の未入力対策としては、令和6年4月9日に、道路管理システムの入力フォームにおいて、注意喚起となるよう「対応完了日」の入力を促す文言の追加について、道路管理課に改善を依頼済である。	左記のとおり措置済み。
59	176	意見	道路維持課	市所管課においては、基本的には国土交通省の基準を準用しつつ、一部については船橋市独自で策定した基準に基づき、道路の維持管理を行っていることから、これまでに得られた知見等を踏まえた道路の維持管理等に係る業務マニュアルについて、適時、適切に更新するよう要望する。	これまでの改善を反映した『業務マニュアル／改訂第二版』を作成中である。	令和7年3月までに、業務内容・方針・適用基準の更新等、業務マニュアルの改訂を行う。
60	179	意見	道路維持課	行政財産については、船橋市公有財産規則等に基づき、維持、保存及び使用の方法の適否等に留意する必要があることから、資材置場に仮置きされている道路舗装維持管理業務で発生したコンクリート殻や現場発生土等について、速やかにすべて処分するよう要望する。	コンクリート殻や現場発生土等については、処分のための見積り依頼中である。	令和6年9月までに、コンクリート殻等の産業廃棄物の処分についての委託を発注する予定である。また、予算の確保が出来れば、令和6年11月までに、現場発生土の処分についての委託を発注する予定である。
61	180	指摘	道路維持課	廃棄物を保管するには、生活環境の保全上支障のないよう、見やすい場所に廃棄物保管場所についての掲示板を設ける事務を徹底されたい。	令和6年4月に掲示板を設置済みである。	左記のとおり措置済み。
62	182	指摘	道路維持課	委託業者の所有する機器を市の所有する土地に保管する場合には、船橋市公有財産規則等に基づき、行政財産の目的外使用の申請等を求める事務を徹底されたい。	監査を受け、令和5年12月に機器を撤去した。今後は委託業者から機器を市有地に保管したい旨の申出がある場合、必要な手続について所管課に確認し、適切に対応するよう指導することとした。	左記のとおり措置済み。
63	187	意見	道路維持課	行政財産については、船橋市公有財産規則等に基づき、維持、保存及び使用の方法の適否等に留意する必要があることから、資材置場に保管されている埋設廃棄物(不法投棄物)については、速やかに処分することを検討するよう要望する。	令和6年3月に埋設廃棄物(不法投棄物)は処分済みである。	左記のとおり措置済み。
64	190	意見	道路維持課	健全性の判定区分Ⅲ又はⅣの橋梁については、次回の定期点検までの5年以内を念頭に置いて修繕を実施すべきであることから、これらの橋梁については、橋梁耐震補強工事や道路整備事業との関連や健全性の程度を考慮しながら実施時期を明確にして、可能な限り早期に対応するよう要望する。	監査時点と同じ。	令和2年度から令和3年度にかけて実施した定期点検の結果、Ⅲ判定の橋りょうについては、財政状況に応じ可能な限り早期に措置を講ずる予定であり、令和11年度までに修繕を行う計画である。なおⅣ判定橋りょうは無い。
65	190	意見	道路維持課	橋梁については、5年ごとの定期点検により、「船橋市橋梁長寿命化修繕計画」の継続的な見直しに必要な情報を網羅的に収集、分析する必要があることから、橋梁長寿命化修繕計画によるコスト縮減効果についても、従来手法である「事後保全型」による維持管理費用と比較するための情報を網羅的に収集、分析するよう要望する。	監査時点と同じ。	次回、令和7年度から令和8年度にかけて実施する定期点検の結果を踏まえ、長寿命化修繕計画の見直しを行う予定である。
66	191	意見	道路維持課	老朽化や台風等の影響で、道路標識等が落下する事例は各地で発生していることから、道路標識や照明灯等についても、中長期の維持管理費用の集計や中長期の維持管理計画の策定に努められるよう要望する。	令和6年度から道路維持管理に係るパトロール班を1班追加し、巡視を開始した。	維持管理計画の策定に向けて、巡視点検の手法や点検結果のとりまとめ方などについて検討を進める。
67	193	意見	道路維持課	限られた人員・予算の中で道路の安全・安心を確保し、道路サービスレベルの維持・向上を図るためには、道路の維持管理分野においても、進展が著しいDXを積極的に利活用し、道路の維持管理の効率化、高度化を図り、新技術やデータの利活用の方針について検討し、DXを利活用した道路の維持管理のイノベーションに努められるよう要望する。	令和6年2月28日から『道路・舗装の計画的な維持管理・補修』を目的として民間企業と協定を結び『フローティングカーデータを活用した道路管理の実証実験』を実施し、事業化を目指している。	引き続き、道路ストックの合理的・効率的な維持管理を目指し、DX技術の利活用について情報収集と検討を行う。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
68	205	意見	道路建設課	「市道00-184号線道路改良工事」は、当初契約期間が[令和4年2月16日～令和4年3月31日]の44日間であったが、この期間で当該道路改良工事を実施することには当初から無理があったと考えられる。このことから、適切な工期を確保するために、事業年度の早い段階から設計業務や執行同いを開始するか、または、第4回定例会など適切な時期の市議会に、債務負担行為または翌事業年度への繰越等、複数年度にわたる契約を当初契約段階など早い段階から実施できるよう、計画的に道路改良工事の優先順位を設定するなどして、工期の適正な確保に係る改善を図るよう要望する。	令和6年度から、年度初めに、工事の発注に向けた計画工程表を作成し進捗管理を行っている。設計書作成時において、適正な工期を確認するため、土木工事工期設定マニュアルに基づき作成した準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、その他不稼働日、後片付け期間、検査期間の合計を工期設定チェックシートに記入して決裁時に内容を確認している。また、やむを得ない事由等が発生し、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、速やかな繰越手続を実施して適正な工期を確保する。または、工事を分割して発注し、年度内の完成を目指すこととした。	左記のとおり措置済み。
69	210	指摘	道路建設課	当初の工事請負契約の施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(工事請負契約書第18条第4項)が確認された場合、または、設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと(同契約書第18条第5号)が確認された場合、最初に実施していた工期変更契約における変更工期の終期近傍まで、いたずらに請負金額を変更することなく、工事打合せ簿による(先行)指示のみで受注者に追加工事を事実上実施させることがないよう、請負金額変更の適時適切な変更時期をルール化する統制を整備されたい。	土木工事請負契約における設計変更等ガイドラインに基づき、設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とするが、変更見込み金額または、これらの合計額が、請負金額の20パーセント以下の軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて行うこと、また、年度を跨ぐ工期契約変更時には、協議済の案件について請負金額の変更を行うことを、令和6年4月1日付け、課長名で通知して課内周知した。	左記のとおり措置済み。
70	212	指摘	道路建設課	工事打合せ簿は工事請負契約書第18条第3項に規定されている「指示」を受注者に対して実施する場合に作成される書面(船橋市土木工事共通仕様書)であることから、変更工事の指示を行う場合は、受注者に対して、工種ごとの積算金額等を書面上明示して指示を行うよう、徹底されたい。	土木工事請負契約における設計変更等ガイドラインに基づき、変更工事の指示を行う場合は、受注者に対して、工種ごとの積算金額等を指示書に記載して指示を行うよう徹底すること、また、記載できない場合にはその理由を記載することとし、令和6年4月1日付け、課長名で通知して課内周知した。	左記のとおり措置済み。
71	212	指摘	道路建設課	受注者の承諾行為は変更契約を行う前の事実上の重要な合意であることから、書類上も受注者の承諾があったことを証明する書類として、必ず徴取されたい。	令和6年4月から、発注者からの指示に対して、受注者からの承諾があったことを証明する承諾書を徴取している。	左記のとおり措置済み。
72	213	意見	道路建設課	変更工期期間における協議段階では、工事費用の増加につながる工種変更等に該当するかどうかについては慎重に検討するよう要望する。	監査を受ける前から、土木工事請負契約における設計変更等ガイドラインに基づき、受注者から提出された協議事項が工事費用の増加につながる工種変更等に該当するかを確認しているが、今後は発注者側で協議の精査をして、受注者からの承諾書を徴収することにより工事費用の増加が伝達できるよう確認を行うこととした。	左記のとおり措置済み。
73	214	意見	道路建設課	設計図書等の変更を伴う工種変更等が、発注者としての調査結果により確定し、受注者に指示が行われた場合は、後続の他の工種変更の工事内容が確定するまで、先行する個別の工種変更の設計変更等を先延ばしすることなく、適時・適切に、工期変更と共に工種変更に係る契約変更を実施するよう、課内での周知徹底を要望する。	土木工事請負契約における設計変更等ガイドラインに基づき、設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とするが、変更見込み金額または、これらの合計額が、請負金額の20パーセント以下の軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて行うこととすること、また、年度を跨ぐ工期契約変更時には、協議済の案件について請負金額の変更を行うことを、令和6年4月1日付け、課長名で通知して課内周知した。	左記のとおり措置済み。
74	214	指摘	道路建設課	工種変更に伴う工事費用の増額については、発注者の調査の結果、概算であっても、直接工事費用に関することであるため、可能な限り、変更する工種に個別に対応する形式でより正確な変更請負代金額を設計し、書面により、個別の工種変更工事に係る指示が漏れることのないよう、受注者に適時・適切に伝達されたい。	受注者からの協議書の提出の都度、概算金額であっても、積算と数量について、可能な限り正確な数値を発注者及び受注者が工事打合せ簿により共有して、より正確な変更請負代金額を算出するため、積算システムを使用する。令和6年4月1日付け、課長名で通知して課内周知した。	左記のとおり措置済み。
75	215	指摘	道路建設課	普通建設事業費に馴染まない作業については、今後、道路改良工事等の変更期間内に偶然にも対応しなければならない場合であっても、対応する所管課の区別のあり方を含めて、別契約にするなど、ルールを明確に検討するよう適切に対応されたい。なお、単一の工事契約であっても、普通建設事業費に馴染まない作業が含まれている場合には、貸借対照表の固定資産に集計する項目からは、当該作業に係る費用部分を除外するなど、実務上の対応ルールを遵守するよう徹底されたい。	令和6年4月から、道路改良工事等の変更期間内に偶然に対応しなければならない作業が発生した場合は、施工内容により費目を判断し、普通建設事業費に馴染まない作業であれば、変更契約の対象とせず、別発注するなど他の方法で対応し、適切な費目に計上できるようにすることとした。また、年1回の固定資産台帳更新作業時には、普通建設事業費として支払ったものの中に、その性質に馴染まない費用が含まれていないか確認することとした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
76	219	意見	道路建設課	一括下請負が見逃された場合には、契約事務の信頼性に及ぼす影響が大きいことから、市所管課が国土交通省作成の一定の確認基準に従って、適時・適切に確認行為を実施している事実を書面で説明することができるよう、ルールの構築を要望する。	令和6年4月に国土交通省作成の確認基準に従ったチェックリストを作成した。元請負人の直営部分が無い場合、チェックリストを用いて「一括下請」に関するチェックを行っている。	左記のとおり措置済み。
77	222	指摘	道路建設課	工事請負代金額に占める下請負代金額の割合が高い等一括下請負が行われているリスクが相対的に高いと考えられる工事案件については、元請負業者が「実質的に関与」しているかどうか確認するための具体的な手続をルール化されたい。	元請負業者の施工部分が無く、かつ、下請負代金額の割合が高い工事について、下請工事の内訳を確認できる書面を元請負業者から入手して内容を精査するというルールを令和6年4月に構築した。	左記のとおり措置済み。
78	224	意見	道路建設課	市所管課は、下請業者が法定福利費の積算の真実性を担保するためにも、施工体制台帳で記入を求めている事業所整理番号等の真偽を検証することや「船橋市建設工事適正化指導要綱」において、下請業者との契約に当たり、「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう、義務付けていることを、現場点検等において確認するよう要望する。	令和6年4月から施工体制台帳に事業所整理記号等の根拠となる資料の写しを必ず添付させることで、「健康保険等の加入状況」の真偽を書面にて確認することとした。また、下請業者が提出した見積書の写しを施工体制台帳に添付させ、法定福利費が内訳明示されているかどうか、書面にて日々の監督業務で確認することとした。	左記のとおり措置済み。
79	226	意見	道路建設課	市所管課は道路用地として正当な補償のもと私有地を買収する場合、土地売買契約書に貼付する収入印紙代をこれまでどおり、市の負担とするのであれば、単に土地売買契約書に収入印紙の負担の条項を明記する根拠として、関連する規程類を再整備するよう要望する。	用地買収業務に係る土地売買契約書に貼付する収入印紙の負担に関する決裁を得ることで、「用地手引書」(関東地方整備局 用地部)及び千葉県県土整備部等用地事務取扱規程を根拠とすることを明確にし、課内での共通理解を図ることとした。	令和6年8月30日までに決裁を得る予定である。。
80	234	意見	都市整備課	定期利用料金の算定基準を明文化するとともに、自転車等駐車場ごとに定期利用料金の算定過程の具体的なかつ詳細な記録を残しておくよう要望する。	平成27年度の料金の見直しでは、船橋市自転車等駐車対策協議会の料金検討分科会の検討結果に基づき、当時の1台当たりの管理コストを基準とし、駅の規模や駅からの距離等7項目を指標とし、長期割引・市内外区分・学生割引等により細分化して料金設定がされているが、算定過程が明確に記録・保存されていない状況であった。今後、定期利用料金の改定を行う際には、決裁等に算定根拠を参考資料として添付する等、記録保存に努める。	左記のとおり措置済み。
81	235	意見	都市整備課	新型コロナウイルス感染症のようにやむを得ない事由によって定期利用料金の改定を検討する協議会が開催できなかった場合であっても、代替的に実施した検討の過程と結果については記録を残すよう要望する。	令和5年度は定期利用料金の見直しの年度であったことから、船橋市自転車等駐車対策協議会の議題として審議を予定していたが、新型コロナウイルス等の影響により利用者が減少するなど、利用料金算定のための指標が不明確であったことから、協議会会長及び各委員に意見聴取を行い、見送ることが妥当との判断がなされ、見直しは行わないこととし、状況改善が図られた後に改めて料金見直しについて検討していくこととする記録を残した。	左記のとおり措置済み。
82	235	意見	都市整備課	新型コロナウイルス感染症のようにやむを得ない事由によって定期利用料金の改定を検討する協議会が開催できなかった場合には、当該事由が解消された時点で速やかに開催する等、4年に1度という事前の計画にとらわれず、柔軟な対応を図るよう要望する。	令和5年度は「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」の定期利用料金の見直しの年度であったが、令和5年度は定期利用料金の見直しを見送ったことから、人流等の回復等が図られた際には、船橋市自転車等駐車対策協議会の意見を伺いながら、改定時期について検討を進めていく。	左記のとおり措置済み。
83	236	意見	都市整備課	一時利用料金について、駐輪場の立地等による利便性の違いに基づく料金格差の導入の必要性や消費税増税等の価格改定事由の発生に伴う料金体系の見直しの必要性について、メリット・デメリットや費用対効果等を踏まえた検討を実施すべきと考える。	一時利用料金については、近隣自治体及び同規模の自治体の状況を調査して、船橋市自転車等駐車対策協議会の意見を聞きながら、改定の可否について検討を進めていく。	左記のとおり措置済み。
84	237	指摘	都市整備課	自転車等駐車場から保管場所に移送された放置自転車等について、自転車等駐車場に駐輪していた時の利用料金を全てリセットする事務を継続するのであれば、当該事務の正当性を慎重に検討の上、条例・規則等に当該事務の根拠を明文化されたい。	自転車等駐車場内に放置された自転車は、放置から撤去までの期間が異なり、所有者・利用者の意思に反して放置状態となることもあることから、利用料金の課金・免除を含め、制度設計の検討を進めていく。	放置自転車が自転車等駐車場に駐輪されていた時の利用料金について、今後船橋市自転車等駐車対策協議会に意見を聞いていく。
85	239	意見	都市整備課	移送保管料については、本体価格が長期間見直されていないため、近隣市の状況等を勘案の上、割安な水準に据え置かれている料金については見直しを行うよう要望する。	移送保管料を高額に設定することで、撤去・移送した自転車の引取割合が減少することも考えられ、現行料金が妥当であると判断しているが、市場状況調査をしながら検討を進めていく。	移送保管料について、他市とのバランスを図りながら、今後船橋市自転車等駐車対策協議会に意見を聞いていく。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
86	240	指摘	都市整備課	保管場所で使用する釣銭を管理人個人に用意させていることは、現金の管理上不適切であり、かつ保管場所業務マニュアルに違反している状態であることから、委託業者への指導を徹底されたい。	保管場所で使用する釣銭について、委託業者が責任を持って準備を行うように指導を行うとともに、今後は市職員による抜き打ちの調査を実施するなど適切な業務遂行が図られるよう努める。	左記のとおり措置済み。
87	240	意見	都市整備課	保管場所の現場において、保管場所業務マニュアルに則った事務が適切に行われているかどうか、チェックリスト等の様式を設けて定期的に確認するよう要望する。	保管場所の業務について、保管場所業務マニュアルに則った適切な業務を行うよう現場指導し、市職員が適切な事務が行われているかのチェックリストに基づき月次で現地で履行確認を行うこととした。	左記のとおり措置済み。
88	241	指摘	都市整備課	公金である移送保管料を個人の自宅に持ち帰り一時的に保管することは現金管理上不適切であることから、金融機関の夜間金庫の利用や保管場所における金庫の設置など必要な対策を図り、適切な現金管理を徹底されたい。	公金である移送保管料について、夜間金庫等に預けるなどの安全対策を講じることとしているが、やむを得ず預けられないときは、持ち帰ることはせず、金銭登録機に施錠を行った上で、覆いを被せる等の安全対策を講じて保管をすることとした。	左記のとおり措置済み。
89	241	意見	都市整備課	保管場所業務マニュアルにおいて、保管手数料として受け取った現金の取扱いに関する規定を追加するよう要望する。	保管場所業務マニュアルに、現金の取扱いに関する規定を追加し、研修等を実施し、保管手数料は公金であるということの意識付けを行った。	左記のとおり措置済み。
90	241	意見	都市整備課	保管場所の現場において、保管場所業務マニュアルに追加した規定が遵守されているかどうか、チェックリスト等の様式を設けて定期的に確認するよう要望する。	保管場所業務マニュアルを年度当初に最新版かを確認し、常に最新のものを用意付け、変更があった場合は都度更新し、マニュアルに則って進めるように研修等を実施することとし、指導徹底した。	左記のとおり措置済み。
91	243	意見	都市整備課	保管場所においてトラブル防止のために導入している実務上のルールについては、業務マニュアルに記載して現場の職員に周知する等の方法により、統一的な運用を図るよう要望する。	保管場所の業務について、マニュアルに則って事務を進め、個別のルールとならないように研修等を実施して注意喚起を行った。	左記のとおり措置済み。
92	244	指摘	都市整備課	一時利用駐輪場での領収書管理について、領収書は現金受取の事実を利用者と交わす重要な証憑であることを整理員は理解し、正確な記録をした領収書を作成の上、利用者に渡すよう事務を徹底されたい。	マニュアルに則って業務を遂行することが重要であることから、研修等を実施し、遵守事項を徹底させた。	左記のとおり措置済み。
93	244	意見	都市整備課	一時利用駐輪場での領収書管理について、領収書作成を手作業で実施する意義は乏しいことから、中長期的には、券売機の導入等により領収書の手作業業務の削減に向けた検討を行うよう要望する。	今後、費用対効果を検証しながら、券売機導入について検討を進めていく。	左記のとおり措置済み。
94	246	指摘	都市整備課	一時利用駐輪場での現金管理について、現金は小銭であっても常に盗難のリスクを想定し、業務マニュアルのルールを周知徹底するとともに、丸缶ではなく適切な小銭入れを導入した上、人の目の届かないよう厳重に管理されたい。	公金の取扱いについて研修等を実施することにより、金額の大小にかかわらず、公金を扱っている責任を認識させ、取扱い方法について周知徹底を図った。	左記のとおり措置済み。
95	246	意見	都市整備課	一時利用駐輪場での現金管理について、自転車等駐車場の現場指導を行う際には、業務マニュアルに規定されているルールの趣旨を説明し、現場の整理員によるルールの理解の促進に努めるよう要望する。	公金の取扱いについて研修等を実施することにより、業務マニュアルのルールを理解させ、業務遂行に当たらせることとした。	左記のとおり措置済み。
96	246	意見	都市整備課	一時利用駐輪場での現金管理について、中長期的には、券売機の導入等により現金を裸で置いておく機会の削減に向けた検討を行うよう要望する。	一時利用駐輪場の機械化に向けて費用対効果を検証した上で、検討を進めていく。	左記のとおり措置済み。
97	247	指摘	都市整備課	一時利用の利用開始時間については、業務マニュアルに従って駐車券に適切に記録するよう、整理員に対する指導を徹底されたい。	日ぎめ利用票に利用開始時間を正確に記入することについて、研修等により重要な業務であることを理解させ、業務遂行に当たらせることとした。	左記のとおり措置済み。
98	247	意見	都市整備課	有人管理の一時利用駐輪場においては、整理員がいない時間帯での不正利用を抑止するため、利用者の意識に働きかけのような駐輪場内の掲示のあり方を工夫し、効果的に注意喚起を図るよう要望する。	駐輪場での不正利用防止対策として、掲示物を掲出して注意喚起を促し、不正抑止に努めることとした。	左記のとおり措置済み。
99	248	意見	都市整備課	案内看板の消えている定期利用料金の表示については、速やかに補修するよう要望する。その際には、風雨等によって表示が消えないよう貼付する印刷物の材質には留意するよう要望する。	駐輪場の案内看板について、定期利用料金の表示が消えているものは、令和5年12月に耐久性の高い材質を使用した料金表への貼り替え作業を完了させ、改善を図った。	左記のとおり措置済み。
100	248	意見	都市整備課	案内看板の表示は利用者にとって重要な情報であることから、利用者にとって見やすい状態が維持されているか日常的に意識を向けるとともに、不備が発見された場合には適時に報告するように現場の整理員に対して指導するよう要望する。	駐輪場での不備があった場合の対応について、研修等により業務マニュアルのルールを理解させ、利用者に不利益がある場合には速やかに報告をするように周知徹底した。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
101	250	意見	都市整備課	整理員が無人の駐輪場等を見回る際のチェックポイントを環境美化の観点から整理するとともに、現場の整理員に対して、日常的な環境美化に努めることの必要性について指導するよう要望する。	無人の駐輪場を見回る業務について、研修等により業務マニュアルの環境美化の重要性を理解させ、業務に当たらせることとした。	左記のとおり措置済み。
102	250	意見	都市整備課	船橋駅第10駐輪場の破損した整理員ボックスについては速やかに修繕するよう要望する。	船橋駅第10自転車等駐車場の破損した整理員ボックスは、令和6年1月27日に修繕を完了した。また、改めて他の施設の点検を実施して破損状況を確認し、修繕が必要なものは順次修繕を行うこととした。	左記のとおり措置済み。
103	250	意見	都市整備課	整理員ボックスは現金・利用券等重要な物品が保管されている場合もあることから、整理員が整理員ボックスを離れる際は施錠することを業務マニュアル等で明文化の上、徹底するよう要望する。	整理員が整理員ボックスを離れる際は施錠をすることについては、マニュアルで明文化されていることから、研修等を実施し周知徹底を図った。	左記のとおり措置済み。
104	251	意見	都市整備課	自転車等駐車場への防犯カメラの設置については、設置基準を設けた上で、現在防犯カメラが設置されていない自転車等駐車場への設置の必要性を検討するよう要望する。	防犯カメラの設置については、無人の機械式自転車等駐車場への設置を基本とし、利用者からの要望等必要に応じて設置しているが、今後も検討を進めていく。	左記のとおり措置済み。
105	252	指摘	都市整備課	個人情報を業務委託先に提供する場合に、契約書に個人情報保護に関する規定を設けるだけでなく、同条項を遵守できる体制にあるか契約締結時に確かめるとともに、定期的な検証を実施されたい。	個人情報を業務委託先に提供する契約について、契約書に基づいた個人情報保護が遵守できる体制であるかを、契約締結時に体制図を確認するとともに、その体制がとれているか契約期間中に1回以上確認することとした。	左記のとおり措置済み。
106	254	指摘	都市整備課	今後、放置車両を所有権が船橋市に帰属する前に業者へ「売却」する際には、法律上の要件である「保管に不相当な費用を要する」ことが裏付けられていることを確認した上で「売却」されたい。	撤去した放置自転車の売却について、長期間の自転車の保管が自転車を劣化させ、自転車の残存価値を減少させることとなり、さらには保管場所のスペースが逼迫することとなることから、従来通り2か月で売却することとした。	左記のとおり措置済み。
107	254	意見	都市整備課	今後、保管場所のスペースの逼迫等の事情から放置車両を先行して引き渡さざるを得ない場合には、購入予定台数を業者との間で定めた上で、当該定めに則った売却代金を最終的な売却台数が確定する前に納付させた上で、後日、放置車両の所有者への返還により引渡し数量が減少した場合には、減少分の売買代金を業者に返還するという対応を取るよう要望する。	撤去した放置自転車の売却について、これまでは売却代金の納付前に引き渡していたが、令和6年度からは売却台数を確定させたくうえで売却代金の納付後に引き渡す契約にした。	左記のとおり措置済み。
108	255	指摘	都市整備課	土地賃貸借契約について、今後は契約更新の際に最新の登記を取得したのであれば、地目も含めて最新の登記内容を確認した上で、更新前の契約内容と異なるのであれば、最新の登記内容に修正した上で契約を締結されたい。	駐輪場の土地賃貸借契約について、更新時に最新の登記事項証明を取得していたにもかかわらず、契約書に反映されていないものがあつたが、令和6年度から最新の登記内容で契約を締結することとした。また、契約書と登記・測量図等の面積に相違がある場合は、その理由が分かるよう契約締結時の決裁に残すこととした。	左記のとおり措置済み。
109	257	指摘	都市整備課	自転車等駐車場の用途で農地を借り上げるために賃貸借契約を締結した場合には、その後の契約更新の際にも、改めて当該自転車等駐車場の公共性についての判断を行った上で更新手をされたい。	駐輪場の土地賃貸借契約について、農地を借り上げる場合、令和6年度から更新時に農地に該当するか確認し、該当する場合は、その経緯等を記録し、契約締結時の決裁に残すこととした。	左記のとおり措置済み。
110	258	指摘	都市整備課	備品台帳に登録されていない備品については、購入時の情報を確認の上、速やかに登録手続を取られたい。	備品として登録されるべき整理員ボックスについて、令和6年4月に備品台帳に登録した。また、今後も、定期的に確認を行うこととした。	左記のとおり措置済み。
111	258	意見	都市整備課	物品調査の際には、台帳に登録されている物品の実在性だけでなく、台帳登録の網羅性も確認できるように、調査の実施方法を見直すよう要望する。	物品調査について、令和6年度から年度当初に課所管施設の総点検を実施するなど適切な台帳管理を行うこととした。	左記のとおり措置済み。
112	260	指摘	都市整備課	船橋駅第16自転車等駐車場の整理員ボックスは、不動産登記規則に規定する建物の要件を満たすと認められることから、建物として台帳登録の上、管理されたい。	都市整備課での自転車等駐車場に係る整理員ボックス等の台帳登録について、外見からも明確にするため、階層式の自転車等駐車場は建物登録、それ以外の整理員ボックスは備品登録とすることを統一的な取扱いとし、船橋駅第16自転車等駐車場の整理員ボックスについては、引き続き備品として登録し、管理することとした。	左記のとおり措置済み。

番号	頁	区分	対象所属	報告書記載事項	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
113	260	指摘	都市整備課	「プレハブは全て備品とする」という内部ルールを改め、物件の取得の都度、個別具体的な態様・特徴を不動産登記規則に規定する建物の要件に照らして検討の上、建物に該当するかどうかを判定されたい。	都市整備課での自転車等駐車場に係る整理員ボックス等の台帳登録について、外見からも明確にするため、階層式の自転車等駐車場は建物登録、それ以外の整理員ボックスは備品登録とすることを統一的な取扱いとし、設置完了後、該当する台帳に登録することとした。	左記のとおり措置済み。
114	260	指摘	都市整備課	自転車等駐車場に設置されている防犯カメラについては、購入時の情報を確認の上、備品の定義に該当するものについては、備品台帳に適切に登録されたい。	駐輪場に設置されている防犯カメラについて、緊急的に設置し備品台帳への登録が漏れた防犯カメラの確認を行っている。	備品台帳への登録が漏れた防犯カメラの型式を調査し、令和6年9月中に備品台帳に登録する。
115	262	意見	都市整備課	三山車庫第1自転車等駐車場については、整理員を配置して管理を行うことの費用対効果は乏しいと考えられるため、放置禁止区域の指定解除および自転車等駐車場の廃止の方向で検討することを要望する。	三山車庫第1自転車等駐車場については、利用状況を調査しており、廃止や縮小等の対応の検討を進めていく。	令和6年9月中に方向性を決定する。
116	264	意見	都市整備課	船橋駅第14自転車等駐車場については、経済性及び効率性の観点から、現在の土地の賃借契約の見直しを検討するよう要望する。	令和7年度に船橋駅第1、第4自転車等駐車場の改修工事が予定され、船橋駅第9、第16自転車等駐車場の階層化・多段化等を検討する必要がある。 工事に伴い、工事箇所の自転車等駐車場の収容台数が減少するため、利用状況を調査しており、船橋駅第14自転車等駐車場を代替とする対応の検討を進めていく。	令和6年9月中に方向性を決定する。
117	266	意見	都市整備課	自転車の多様化に応える駐輪場や駐輪設備の設置、利用者に寄り添った案内等の柔軟な対応等、利用者の利便性向上のための取組みを積極的に検討し実施するよう要望する。また、利用者の利便性向上とコスト削減を同時達成するためには、民間のノウハウを十分に活用できるよう、指定管理者制度の導入について具体的な研究を進めるよう要望する。	指定管理者制度について、他市や他組織に照会し、メリット・デメリット等を確認し、導入についての有効性の検討を進めていく。	指定管理者制度は導入にあたっての検討事項が多いため、検討作業を継続する。